

奈良県営水道企業管理規程第四号

各 課
水道局
出先機関

奈良県営水道会計規程（昭和四十二年四月奈良県営水道企業管理規程第四号）の一部
を次のように改正する。

平成二十九年二月十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

別表第二資本勘定の表中

「	経営安定化積立金	条例第4条第2項の規定により経営の安定化のために積み立てた額	を	」
「	経営安定化積立金	条例第4条第2項の規定により経営の安定化のために積み立てた額	に改める。	」

附 則

この規程は、公布の日から施行する。